建設関係部課長会議　　会議録

１　日　時　令和元年８月２６日（月）午後１時３０分

２　会　場　愛知県自治センター４階　大会議室

３　当番市　長久手市

４　出席者　県・・・建設局下水道課企画調査Ｇ　課長補佐　山口泰志　始め４名
市・・・名古屋市緑政土木局道路建設課　主幹　幅明夫　始め５０名
市長会事務局・・・行政係長　福井久美子　始め３名

５　内　容　①　開　　会　市長会事務局　財政係長　園田一樹
愛知県職員４名紹介

②　議長選出　長久手市建設部土木課長　近藤泰介

③　議　　題　以下のとおり

④　そ の 他　（特に無し）

⑤　次年度当番市の決定　名古屋市

⑥　閉　　会　市長会事務局　財政係長　園田一樹

【議題】

１「流域公共下水処理施設の管理運転の推進について」【碧南市提出】

（提案趣旨説明）

碧南市：矢作川流域に関係する各組織が意見交換をする組織として「矢作川流域圏懇談会（以下、「懇談会」という。）」を国土交通省豊橋河川事務所の主導で設立している。

その会において、三河湾のアサリの漁獲高が平成２９年、３０年連続して“０”である状況を受けて、現状と原因について意見交換を進めている。

懇談会では、アサリの漁獲高激減の原因の一つとして、栄養塩（窒素、リ

ン）の欠乏によりアサリが飢餓状態になり、冬を越せずに死滅すると考えている。

　また、愛知県漁業協同組合連合会は、２０１７年に愛知県に対して「流域下水道処理場の管理運転等栄養塩類の適切な管理に関する調査研究とその在り方の検討に努めるとともに、その結果に基づき、所要の措置を講ずること」を要望しており、愛知県は、２年連続して矢作川・豊川流域下水道処理センターでの管理運転を試行している。他にも、矢作川沿岸水質保全対策協議会（矢水協）は、今年度の事業計画として、三河湾を「豊かな海」とするための有効な施策（水産資源の持続的な利用の確保等）の推進を関係機関に要請することとしている。

　以上の状況を踏まえ、建設関係部課長会議として、流域公共下水処理施設の管理運転の推進に対しての意見交換をしたい。

（議長より各市の事前回答の報告内容を要約して説明）

（議長より各市からの回答について補足を求める）

各市：特に無し

（議長より提案市から各市への意見質問等を求める）

碧南市：今回、県の方がそれぞれ浄化センターでいろいろ管理運転されているということですけれども、これについてその基準濃度を超えないで運転するということがなかなか難しいことなのかどうかということをお聞きしたいです。その辺はいかがでしょうか。

　それぞれの市ではいろいろな前向きな意見もありましたので、碧南市としてはそれで結構かと思っております。以上です。

（議長より提案市以外で各市への意見質問等を求める）

各市：特に無し

（議長より議題１について愛知県へコメントを求める）

愛知県：栄養塩管理運転をこのように行っている理由から少しご説明させていただきます。もともとは、先ほどありましたように、県の漁協さんから海苔が色落ちしたり漁獲量が落ちているということで、栄養塩である窒素やリンを増やして放流できないかという申し出があったのがきっかけでございます。これは、瀬戸内海や大阪湾でも同じような現象が起きていまして、そこでも同じようなことをやっているという背景があります。ただ、三河湾が他と違う

のは、まだ栄養塩類、いわゆる窒素やリン、ＣＯＤですけれど、その水質の環境基準が全部達成されていない状態というところです。それはつまり海がまだきれいになっていないというのが環境部局の認識です。栄養塩というのは逆に言うと富栄養化で、赤潮や苦塩が出る元と言われていますので、そういうものを多めに出すのがいいのかという議論もございます。そのなかで出てきた答えが、今の環境基準の中で、変化を持たせながらコントロールするということです。今回のリンですと、基準値は 1.00 ㎎/ℓですけれども、普段は低め、例えば 0.6 で出しているものを、冬については 1.00 ㎎/ℓぐらいまででコントロールして出しております。

栄養塩管理運転の推進は、環境基準を超えてやると水質汚濁防止法違反になりますので、やれても環境基準の内側でしかできませんというのが一般的な答えになります。それから、先ほどご質問があったその運転は難しいかというお話ですが、実際、県でやっている豊川と矢作川の浄化センターについてはなんとかコントロールできていますけれども、実はその他に沿岸部で同じような位置にある衣浦東部、衣浦西部、日光川下流、それから境川の辺りについては、もともと 1.00 ㎎/ℓに近いぐらいで運転していますので、これをさらにどうこうできないというところでございます。また、下水サイドとしては環境部局が水産部局と組んでいたと思いますけれど、この海をどのように豊かな海としたいのか考えていただいたその基準の範囲内でしか我々もできません。下水が貢献というありがたいお話ですけれども、我々の独自の判断だけでリンを多めに流すことはできないというところが本音でございます。こういうお話をいただけるのであれば、あわせて環境部局さんなどにもお話をいただいて、その海を作る施策の根本をどうするかを議論いただけると、我々としてもそれに協力できるところはあるのかなと思っております。以上でございます。

２「河川の個別施設計画の策定状況・内容について」【豊田市提出】

（提案趣旨説明）

豊田市：本市では、河川施設管理計画（河川部門の個別施設計画）の令和２年度からの運用を目指し、現在、計画策定に向けた検討を進めている。

つきましては、各市の河川個別施設計画の策定状況・内容について教えて頂きたい。

策定内容は、準用河川、樋門樋管についての巡視・点検体制や修繕計画・長寿命化計画等をご教示ください。また、その他の河川施設（法定外水路

（排水路）や雨水管等）についても計画に位置付ける施設があれば、施設数、巡視方法及び管理手法等をご教示ください。

（議長より各市の事前回答の報告内容を要約して説明）

（議長より各市からの回答について補足を求める）
各市：特に無し

（議長より提案市から各市への意見質問等を求める）
豊田市：２点ほど確認させていただきます。まず１点目でございますが、豊橋市さんですけれども、準用河川２４河川、普通河川５６河川あると思いますが、その中から対象とする河川を今年度絞り込んでいく予定ということで、今あるこの施設数に対して、どの程度の施設数を割り当てて決める計画であるか、今現在の考えでも結構ですので、教えていただきたいと思います。

豊橋市：今現在、策定に向けた委託を行っておりまして、いろいろ検討しているところでございます。豊橋市の現状としましては、準用河川２４河川、普通河川５６河川ありますが、そこについて本年度進めていくところです。今の質問に対して明確にお答えできないですが、今後情報交換させていただきたいと思っております。

豊田市：２点目ですけれども、名古屋市さんへの確認でございます。準用河川のところに「維持管理計画自体は策定している。なお、修繕計画や長寿命化計画を策定していない」と書いてありますが、維持管理計画には具体的にどのような内容のものがまとめられているのか教えていただきたいと思います。

名古屋市：準用河川の維持管理計画ですが、各河川ではなく一括で作らせていただいております。内容は、維持管理の目標や維持管理の実施方法についてでございます。

（議長より提案市以外で各市への意見質問等を求める）
各市：特に無し

（議長より議題２について愛知県へコメントを求める）

愛知県：愛知県におきましては、平成２７年から愛知県公共施設等総合管理計画を策定しております。その中では、安全安心の確保を最優先にすること、維持更新にかかる経費の軽減、又は平準化という方針を打ち出しております。そういった方針に対して、メンテナンスサイクルの構築、又は予防保全型の維持管理の導入、施設総量の適正化、こういうことを補足して行っているところでございます。その中に河川の話もございます。河川は全ての施設が対象ですので、河道から水門または排水施設が対象になっておりますが、長寿命化計画等、具体的にやっているのは、このうち水門、排水機場のみとなっております。水門が全体で２７、排水機場が１７あり、長寿命化計画は、現在、排水機場につきましてはすべて完成しております。水門につきましては、改築がすぐ目の前にあるもの２箇所を除きまして２５箇所が完成しています。河川の堤防につきましては、愛知県は、長寿命化計画等をたてる予定は今のところありません。管理方法は、日常の巡視点検、河川パトロール、あとは年１回の職員による巡視点検、職員自らが歩いて、堤防の冬の時期、草がない時期に回っていくのが実態でございます。私どもが課題として思っていることを一言お話させていただきたいと思います。こちらの長寿化命化計画を作った時に、施設ごとで平準化してなんとか作ったのですが、これを愛知県全体で合わせますと全く平準化できていないということがわかって、今、それが課題となっております。結局、一つの施設を見るのではなく、自分のところにある施設全体を見て、まずは施設ごとで、その後、全部合わせてみて、予算規模等も踏まえてもう一度その全体の平準化をしていかないと、施設の長寿化、計画的な維持修繕はできないと思っております。愛知県は現在その作業中でございます。また、優先順位の考え方で、施設の修繕をやっていく時には、たとえば日光川のような低平地の川、大きい水門といったところは優先的にやっておりますが、長寿命化計画等を立てる時には、一律でやっているところです。以上です。

３　法定外公共施設の適切な維持管理について【豊田市提出】

（提案趣旨説明）

豊田市：本市では、道路法及び河川法が適用されない道水路施設等に関して、施設の所在や構造等、整備に関する情報を把握できておらず、また、維持管理や整備の方針が明確化されていない。そのため、法定外公共施設の管理計画や整備方針の検討を行っているが、各市の状況をご教示ください。

（議長より各市の事前回答の報告内容を要約して説明）

（議長より各市からの回答について補足を求める）
各市：特に無し

（議長より提案市から各市への意見質問等を求める）
豊田市：法定外公共施設は、管理方針や計画をなかなか策定しがたいところのようです。それでも、今検討中、委託業務検討、策定を検討するところという市もありますので、私共も検討していく中で、お問い合わせさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

（議長より提案市以外で各市への意見質問等を求める）
各市：特に無し

（議長より議題３について愛知県のコメントはなし）

４　２巡目の橋りょう点検について【豊田市提出】

（提案趣旨説明）
豊田市：平成３０年度に１巡目の橋りょう点検を終えて、令和元年度から２巡目点検を行っていく事になるが、１巡目の点検結果を受けて、点検方法や結果の取りまとめ等について、工夫や変更した内容があればご教示ください。

（議長より各市の事前回答の報告内容を要約して説明）

（議長より各市からの回答について補足を求める）
各市：特に無し

（議長より提案市から各市への意見質問等を求める）
豊田市：皆様、ご回答いただきましてありがとうございます。内容を確認させていただきましたところ、直営点検でやることによる費用の削減や点検の時期を見直すことで年次計画を平準化して予算が突出しないような管理、結果の取りまとめや点検方法について新たな手法を用いていること、新技術の活用というご回答をいただいておりました。ただ、やはりそういった手法や方法が

あるなかで、各管理者さんにおいて管理する橋りょうの数や規模が全く異なっておりますので、独自の最善策を見極めていくことが重要だということを改めて思いました。新たな回答に対する質問ではないですけれど、今後、手探りで進めていくなかで、良い面、悪い面が明確になっていくと思います。特に新技術を活用していきたいという思いは我々もありますが、なかなか手を出しにくいという状況でございます。それを踏まえて、定期的な情報共有をしていきたいので、今後とも新たな情報収集が出てきた際には、こういった機会で情報交換をお願いしたいと思います。以上です。

（議長より提案市以外で、各市への意見質問等を求める）
各市：特に無し

（議長より議題４について愛知県へコメントを求める）
愛知県：参考に、本県の取組みを紹介させていただきます。豊田市さんのご質問の趣旨の１巡目の点検結果に基づく変更ではありませんが、いろいろな工夫をしていますので、４点紹介します。まず１点目は点検調書の工夫です。本県では、基本的に直轄版点検要領に基づき、点検、記録を行っておりますが、その内容を一部独自で見直していまして、点検業者さんに概算修繕費用を書いてもらうことにしています。これによりまして、点検後の設計業務委託をする前に、予算要求レベルで修繕必要額の把握が可能となります。２点目が点検台帳システムの開発です。本県の場合ですと、管理する橋りょうが約５２００橋ほどあり、非常に多いため、広い視野でどうなっているのかを見ようとすると、やはり何らかのデータ整理が必要なので、点検から調書の作成、点検結果を取りまとめられる台帳システムを独自に開発して用いております。また、点検の結果については、例年、春頃に国交省に報告する必要がありますが、これは別の調書ということになっていまして、わざわざそれを作るのは非常に手間なのですが、このシステムを用いますと簡単に報告様式が自動作成できるので大変役立っております。続いて３点目は、皆さんが今、進められようとしている直営点検です。本県では、経験豊かな再任用職員を活用した直営点検に取り組んでおりまして、昨年度の実績は、全県で年間１３５橋の直営点検を実施しました。また、皆さんから直営点検についてはコスト縮減が目的と伺っていますけれど、それだけではなくて、職員の技術向上にも大きな役割を果たすと思っています。実際自分たちが現場に行って点検することで、橋りょう点検の本当の意味や管理する構造物の状態をしっかり理解できるので、直営点検というのは重要かと思っております。最後４点目ですが、昨年度ＮＴＴさんと協定を結びまして、占用者さんとの合同点検

を今年度から本格的に実施していく予定です。これは、県が点検や修繕工事を行う足場などを仮設するときに、占用者さんに情報共有をしまして、タイミングがあえばその中で一緒にやっていきましょうという取組みであります。足場の設置解体にかかる道路規制の時間が一緒にやることで短くなるといったメリットがあります。引き続き、今年度は東邦ガスさんと協定を結んでいけるように調整をしていくところであります。私からは以上です。

5　無蓋（蓋なし）側溝の清掃について【稲沢市提出】

（提案趣旨説明）

稲沢市：本市では、市街化調整区域内の市道においては、基本的に無蓋（蓋なし）側溝で整備を進めているが、市街化区域内の市道においては、有蓋（蓋あり）側溝で整備を進めている。

有蓋（蓋あり）側溝については、蓋の重量があり蓋が空けにくいことから、地元行政区等から情報を得るなかで、堆積状況を確認のうえ、市の負担により、清掃を実施している。一方、無蓋（蓋なし）側溝については、市負担による清掃ではなく、従来からの手法である地元行政区等によるボランティアの側溝清掃に委ねているところである。

しかし、近年、住民同士の繋がりの薄れや高齢化が進んでいることから、本市では、無蓋（蓋なし）側溝に係る清掃の要望が多くなっており、その対応に苦慮している。

そこで、貴市における側溝清掃（無蓋、有蓋）の実施状況について、御教示ください。

（議長より各市の事前回答の報告内容を要約して説明）

（議長より各市からの回答について補足を求める）

各市：特に無し

（議長より提案市から各市への意見質問等を求める）

稲沢市：この件に関しましては、回答を見させていただいておりますと、全体的に他市の皆様もご苦労なされているようにお見受けするところです。また細かくみさせていただきまして、個別に後日ご相談等させていただくこともあろうかと思いますけれども、２、３点ご質問させていただきます。まず、県の方に、県道の関係は、基本的には蓋つきの側溝かと思いますが、地元の行政

区やボランティアにお願いして側溝清掃されている状況なのか、恐らくは予算を組まれているのかと思いますけれど、その辺はどうでしょう。

愛知県：県の方から、地元や行政区などにお願いしているということはありません。おっしゃられている通り、今の基準ですと、ほぼ蓋ありになっておりますが、古く整備された道では蓋なしの部分もありますので、混在している状況です。基本的には、委託の機動班や工事発注、工事発注の中でもバキュームによる対応などで対応しております。県におきましても、要望や地元からの通報に基づいて限られた予算の中で対応しているという状況でございます。また、私どもの方から地元さんにお願いすることはないですが、やはり古くからの習わしで、地元のご厚意でやっていただいているところはございます。これを敢えてやめてくださいとは言っておりません。そのようなところですと、たくさんの浚渫した土砂を持っていってほしいという事はありますので、こちらの方は対応させていただいております。ただ、私の方から伺いたいのですが、心配なのは地元の方にやっていただいた時の事故のような時の対応です。私ども県の道路分野では、道路管理者としてこれに対して補償ができません。逆に市さんの場合だと、今いらっしゃるのは建設部門の方ですが、地元の自治会などの別の部局からそういう補助金が出るのでしょうか。この中で保険などを適応しているかどうか、伺いたいと思っております。県で側溝清掃という事例はないのですが、「愛・道路パートナーシップ事業」や「マイタウン・マイロード事業」という地元さんとの協働で行う取組みがありまして、その制度の中では保険料を県が支払って、自治会さんの方で保険に加入してもらうことになります。「マイタウン・マイロード事業」の中では、交通整理員さんのお金を計上して払うことができます。以上です。

稲沢市：市内全域で一斉に側溝清掃をやっていただく場合、担当課としては、建設部局ではなく環境部局の方になろうかと思います。その場合は、なにか保険のようなものを適用しているとは聞いたことがあります。また、補助金を出すというのも、例えば子供会では、実際に実施する際は保険などを掛けているとは、聞いたことがあります。ただそのあたりも、例えば、老人会の方に頼むのも毎年やっていただいていたところができなくなったのでやめさせてほしいという話も出ているところです。

もう一つ、無蓋のお話も書いていただいている春日井市さんと碧南市さんは似たような状況かと思われますので、二市の方にお尋ねします。蓋のない側溝の場合、一箇所やってしまうと、稲沢市では、他の行政区さんからなぜあそこはやってうちはやっていただけないのかという話になってしまいま

すので、基本的には極力お断りする方向で動きます。しかし、状況的にどうしても断れない場合や、本当に排水に支障をきたして掃除せざるを得ないような状況が多々あるなかで、原因者である畑の方と連絡がつかなかったり、お願いができない方という場合もございます。そういう場合は、私共も側溝が破損しているような状況や、構造物が壊れているから修繕するという理由で前後を掃除するようなケースが多いです。春日井市さんや碧南市さんも同じような状況で、お断りする時にご苦労されているのではないかと思いますが、もしお聞きできるようなことがあれば、お願いしたいと思います。

議長：ご質問の趣旨としましては、市内全域の中で特定の箇所のみを清掃する場合の整合性のなさと、原因者の方にお願いできなくて市でやらざるを得ないということですね。

稲沢市：そういう場合の理由や、そういうケースがあるかをお尋ねしたい。

議長：稲沢市さんは例えば破損状況や、壊れている部分を修繕するという理由ですか。

稲沢市：その理由でやらせていただく場合もございます。

春日井市：蓋なしの側溝についてですが、稲沢市さんがおっしゃる通り、基本的には地元の方、または原因がはっきりしている場合は原因の方にお願いします。ただ、原因者が何度言っても動いてくれない、地元もとてもできない場合は、市で対応している場合もやはりあります。統一がないというところも正直多少ある、ケースバイケースとしか言えない部分もありますが、入水の阻害や道路冠水になると困るので、安全を考慮して市の方で対応しているのが実情です。

稲沢市：年間結構なケースがありますか。

春日井市：数としてはそれほど多くないと思います。

碧南市：自治会の方である程度年1回、ゴールデンウィーク明けに、各自治会で泥上げ、側溝清掃をやっていただいております。それを集中して市の方で集めるという制度を取っておりますが、やっていただけていない自治会もありまして、市の方からみなさんがやる時期に合わせてやっていただけないかとい

う話はしております。でも、やっていただけない場合はやむを得ず市の方でというところもあります。

稲沢市：どの市さんも苦労しているのは共通だと思います。またいろいろ教えていただきたいことが出てくると思いますので、その際はお電話等でお尋ねさせていただきます。よろしくお願いします。

（議長より提案市以外で各市への意見質問等を求める）

各市：特に無し